

内閣参質二一三第一〇〇号

令和六年四月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、旧朝鮮半島出身労働者問題に関して大韓民国政府とは平素から様々なやり取りを行っており、令和五年三月六日に同国政府が発表した措置を踏まえた適切な対応がなされるよう同国政府に求めているところであるが、その詳細については、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えた
い。

二について

お尋ねの「上記答弁を前提として」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一について述べたとおり、大韓民国政府が発表した措置を踏まえた適切な対応がなされるよう同国政府に求めているところであり、現時点において、今後の対応について予断をもってお答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「優遇対象国「グループA」」とは、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる国を指すものと考えられるが、お尋ねについては、現時点において、見直す予定はない。